

高齢者虐待防止のための指針

社会医療法人 芳越会

介護老人保健施設 リブイン・クローバー

1. 基本的な考え方

本事業所では、利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

2. 虐待の定義

（1）身体的虐待

暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える又はそのおそれのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

（2）介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

意図はあるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

（3）心理的虐待

脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。

（4）性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること。又は利用者にわいせつな行為をさせること。

（5）経済的虐待

利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

3. 虐待に関する検討委員会の設置

（1）本事業所は、虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、「虐待防止検討委員会」を設置するとともに、虐待防止に関する設置を適切に実施するための担当者を定めることとする。

- （2）委員会の責任者は管理者、担当者は師長が務める。
- （3）委員会の委員は、管理者兼医師、看護師、介護職、介護支援専門員、支援相談員、理学療法士とする。
- （4）委員会は、適宜、また年に2回以上、身体拘束委員会と併せて、委員長の招集により開催する。
- （5）委員会の審議事項は次のとおりとする。
 - ①虐待に対する基本理念、行動模範及び職員への周知に関すること。
 - ②虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること。
 - ③従業員の人権意識を高めるための研修計画に策定に関すること。
 - ④虐待予防、早期発見に向けた取り組みに関すること。
 - ⑤虐待が発生した場合に、その対応に関すること。
 - ⑥虐待の原因分析と再発防止策に関すること。

4. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- （1）従業員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基本的内容等の知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とする。
- （2）研修は年2回以上実施することとする。また、新規採用時には別途虐待防止のための研修を実施する。

5. 虐待が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- （1）虐待等が発生した場合は、速やかに市に報告をするとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が従業員であった場合は、役職位の如何に問わず、厳正に対処する。
- （2）緊急性の高い事案の場合は、市及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先とする。

6. 虐待等が発生した場合の相談報告体制

- (1) 利用者、利用者家族、従業員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとする。
- (2) 利用者の居宅において虐待等が疑われる場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につなげるように努力する。
- (3) 事業所内で虐待等が疑われる場合は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、従業員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
- (4) 事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、従業員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
- (5) 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止検討委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて、社会福祉協議会、市の関係窓口を案内する等の支援を行うこととする。
- (6) 必要に応じて、事実を公表し、医療機関や地域住民等に説明を行う。
- (7) 虐待が発生した場合の対応については、「市町村・都道府県に高齢者虐待への対応と擁護者支援について（厚生労働省老健局を）参考に、対応することとする。

7. 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業に情報を提供し必要に応じて、社会福祉協議会、市の関係窓口を案内する等の支援を行うこととする。

8. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。
- (3) 相談受付後の対応は、虐待等が発生した場合の相談報告体制に依るものとする。
- (4) 対応の結果は相談者にも報告することとする。

9. 利用者等に対する当該指針の閲覧

当事業所の高齢者虐待防止に対する指針は、利用者及び家族等が自由に閲覧できるよう、ホームページ等で公表する。

附則

この指針は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。